2　一般選抜の志願者が、志願変更で海外帰国生徒等特別選抜に志願することはできない。

3　志願変更の手続は、次の(1)～(4)のとおり行うこととする。

(1) 志願変更を希望する志願者に対して、中学校は、ウェブ出願システムにおいて、志願変更の許可を行う。このことにより、志願者は、志願変更が可能となる。

(2) 志願者は、ウェブ出願システムにおいて、変更する志願先を登録する。変更する志願先の登録期間は、令和９年２月10日(水)午前11時から２月18日(木)午前11時までとする。

(3) 中学校長は、志願者が登録した変更する志願先を、ウェブ出願システムにおいて承認する。この承認により、新たに志願する高等学校長への出願となる。志願変更期間は、令和９年２月16日(火)午前９時から２月18日(木)午前11時までとする。

(4) 中学校長は、次のア及びイの方法により、志願変更期間内に、出願に必要な書類を、志願先高等学校長に提出する。ただし、イは該当する書類がある場合とする。

ア　「調査書」(様式１)は、上記(3)のウェブ出願システムにおける承認により提出される。

イ　「調査書」を除く出願に必要な書類は、紙面で志願先高等学校に持参又は郵送により提出する。ただし、同じ高等学校の異なる学科に志願変更をする場合で、前記「第３　出願」４(2)のうち、実績等を証明するための書類が同一の場合は、改めて提出する必要はない。

志願先高等学校に持参する場合は、午前９時から正午まで及び午後１時から午後４時までとする。また、郵送する場合も、志願変更期間内に必着とする。なお、分校・キャンパス志願者の出願に必要な書類の提出先は、本校とする。

志願変更前の高等学校長は、すでに提出されている書類を中学校長に返還する必要はない。

4　志願先高等学校長が志願者に配付する書類は、中学校においてウェブ出願システムから印刷し、中学校長が志願者に配付する。

5　県立の定時制の課程から県立の全日制の課程の高等学校へ、又は市立の定時制の課程から市立の全日制の課程の高等学校へ志願変更をする場合は、入学考査料の差額1,250円を改めて納付しなければならない。

6　上記５以外に県立学校間又は新潟市立学校間で志願変更をする場合は、入学考査料を改めて納付する必要はないが、県立高等学校から新潟市立高等学校へ、又は新潟市立高等学校から県立高等学校へ志願変更をする場合は、前記「第３　出願」の７(2)により、改めて入学考査料(全日制は2,200円、定時制は950円)を納付しなければならない。

なお、一旦納付し、出願手続きが完了した場合は、入学考査料は還付しないものとする。

第７　特別な配慮を必要とする者の受検上の措置申請

1　別室受検等の特別な配慮を必要とする者については、中学校長が、「入学者選抜における特別措置実施申請書」(様式４)に配慮を必要とする内容等を記入し、土曜日、日曜日、休日を除く、令和９年２月８日(月)午前９時から２月18日(木)午前11時までに、紙面により志願先高等学校長に申請する。

2　申請のあった高等学校長は、直ちに新潟県教育庁高等学校教育課長(新潟市立高等学校長は、新潟市教育委員会学校支援課長)に報告し、協議する。ただし、明らかに検査の公正さを確保できる場合には、高等学校長の判断で受検上の措置を行うことができる。この場合、協議は不要とする。

3　申請期間終了後に、特別な理由により別室受検の措置を必要とする者が出た場合は、中学校長が志願先高等学校長に直ちに連絡し、その指示を受けること。

第８　自己申告書

１　次の(1)、(2)のいずれかに該当する志願者のうち、提出を希望する者は、欠席が多い理由等を記載した「自己申告書」（様式５）を、出願期間内に高等学校長に提出することができる。

(1) 中学校のいずれかの学年において、「欠席日数」が30日以上の者

(2) 中学校のいずれかの学年において、「欠席日数」と「教育支援センター(フリースクールを含む)への通所等により出席扱いとなっている日数」の合計が30日以上の者

２　「自己申告書」の提出の手続は、次の(1)～(4)のとおり行うこととする。

(1) 志願者は、中学校長に提出の希望を申し出て、「自己申告書」を受け取り、必要事項を記入して、原本を作成する。

(2) 志願者は、原本の写し(コピー)をとる。

なお、この写しは、欠員補充のための２次募集及び通信制の課程の入学者選抜において提出することができる。

(3) 志願者は、原本を厳封の上、封筒の表に「自己申告書在中」と朱書きするとともに、中学校名、志願者氏名を明記して、中学校長に提出する。

(4) 志願者から提出を受けた中学校長は、出願期間内に志願先高等学校長に持参又は郵送により提出することとし、前記「第３　出願」の７(4)イに準ずること。なお、「調査書」を除く出願に必要な書類がある場合は、併せて提出する。

３　「自己申告書」を提出した者が志願変更をする場合は、次の(1)又は(2)のとおりとする。

なお、志願変更前の高等学校長は、すでに提出されている「自己申告書」を志願者に返還する必要はない。

(1) 異なる高等学校に志願変更をし、「自己申告書」の提出を希望する志願者は、新たに志願する高等学校長に提出する必要がある。この場合の手続については、上記２(3)、(4)によるが、原本は、すでに作成した「自己申告書」の写しに代えることができる。ただし、提出については、前記「第６　志願変更」の３(4)イによること。

(2) 同じ高等学校の異なる学科に志願変更をする場合、志願者は、「自己申告書」を改めて提出する必要はない。

第９　佐渡航路欠航による受検会場の変更

佐渡航路欠航のため、志願先高等学校で受検できないと予想される者がいる場合には、新潟県立新潟高等学校、新潟県立長岡高等学校、新潟県立高田高等学校又は新潟県立佐渡高等学校において学力検査、定時制の課程における面接、一般枠の学校独自検査及び学校設定枠の「学力検査の翌日に実施する検査」を実施するので、中学校長は、あらかじめ「佐渡航路欠航による受検会場変更届」（様式６）を、紙面により新潟県教育委員会教育長(志願先が新潟市立高等学校の場合は、新潟市教育委員会教育長)及び上記該当受検会場校長並びに志願先高等学校長に届け出ておくものとする。これらの書類の受付期間は、令和９年２月17日(水)から２月19日(金)正午までとする。

第10　学力検査等（本検査）

１　学力検査は、新潟県立高等学校、新潟市立高等学校ともに、新潟県教育委員会が作成した問題により、令和９年２月25日(木)、全県一斉に実施する。

２　学力検査の実施教科及び時間割は、次の(1)～(5)のとおりとする。

(1) 全日制の課程の検査教科は、国語、社会、数学、理科、英語の５教科とする。

第11　一般枠の学校独自検査（本検査）

1　一般枠の学校独自検査を実施する学校、学科並びに実施内容、配点等については、別に公示する。

2　学校独自検査は、学校、学科により、実技検査、面接を実施する。

3　学校独自検査の実施時間割等は、次の(1)～(4)のとおりとする。

(1) 学校独自検査は、令和９年２月26日(金)に実施する。

(2) 学校独自検査の時間割は、実施する高等学校長が別に定める。

(3) 学校独自検査は、実施校が独自に作成した問題等により実施する。

(4) 面接を行う学校、学科は、個人面接又は集団面接を実施する。

4　学校独自検査は、この要項及び新潟県教育委員会(新潟市立高等学校の場合は、新潟市教育委員会)が別に指示するところにより、高等学校長が実施する。

第12　学校設定枠の「その他の検査等」

1　学校設定枠を設ける学校、学科並びにその学校、学科で実施する「その他の検査等」の実施内容、配点等については、別に公示する。

2　学校設定枠で実施する「その他の検査等」は、次のア～クのいずれかにより実施する。ただし、学校、学科により、複数の検査等を選択して実施する場合もある。

(1) 事前に提出する書類

ア　志願理由書　　イ　実績等を証明するための書類

(2) 学力検査の翌日に実施する検査

ウ　志願理由書　　エ　面接　　オ　実技検査等　　カ　作文

キ　プレゼンテーション　　ク　その他

3　事前に提出する書類の提出方法については、前記「第３　出願」７(4)イによること。

4　「学力検査の翌日に実施する検査」（本検査）の実施時間割等は、次の(1)～(4)のとおりとする。

(1)「学力検査の翌日に実施する検査」（本検査）は、令和９年２月26日(金)に実施する。ただし、一般枠の学校独自検査を実施する学校、学科においては、「学力検査の翌日に実施する検査」を、一般枠の学校独自検査で代替することができる。また、定時制の課程においては、令和９年２月25日（木）に実施する面接で代替することができる。

(2)「学力検査の翌日に実施する検査」（本検査）の時間割は、実施する高等学校長が別に定める。

(3)「学力検査の翌日に実施する検査」（本検査）は、実施校が独自に作成した問題等により実施する。

(4) 面接を行う学校、学科は、個人面接又は集団面接を実施する。

5　学校設定枠の「その他の検査等」は、この要項及び新潟県教育委員会（新潟市立高等学校の場合は、新潟市教育委員会）が別に指示するところにより、高等学校長が実施する。

第13　受検上の留意事項

1　学力検査において、受検者が検査室に持参するものは次の(1)～(6)のとおりである。

(1) 受検票　　(2) 鉛筆またはシャープペンシル　　(3) 鉛筆けずり用具

(4) 消しゴム　　(5) コンパス

(6) 三角定規と直線定規のうち、どちらか１本のみ(分度器のついていないもの)

(注意)　ア　腕時計は持参してもよいが、計算機能つき・地図つき・英単語機能つき・通信機能つきの腕時計等は持参しないこと。

様式配付		作成提出	
県教育委員会	→	中学校長	→ 高等学校長

様式１

調査書

（Ａ４判　縦長）

受検番号	※　　番

ふりがな 志願者氏名		性別		各教科の学習の記録	教科＼評定	１年	２年	３年	※
生年月日	平成　　年　　月　　日生				国語				
卒業年月	令和　　年　　月	卒業 卒業見込			社会				
☆					数学				
					理科				
					音楽				
記載事項に誤りのないことを証明します。　令和　　年　　月　　日 学校名 校長氏名					美術				
					保健体育				
					技術・家庭				
記載者氏名					外国語				

（※印の欄は記入しないこと）

様式志願理由書

受検番号
※　　番

※欄は、高等学校で記入する。

・　黒色のボールペン（消しゴム等で消えないもの）で志願者本人が自筆すること。
・　各欄に必要事項を記入するとともに、「課程」欄の、「全日制・定時制」については、どちらかを○で囲むこと。

志願先高等学校	課程　（分校・キャンパス）	学科
	全日制 ・ 定時制（　分校・キャンパス　）	
志願者の氏名（ふりがな）	志願者の生年月日	出身中学校
（　　）	平成　　年　　月　　日	

記入日　令和　　年　　月　　日

学校設定枠志願理由書

1　本学校・学科を志願する理由

2　実績等を証明するための書類（添付書類）

注　２の欄は、別紙「『学校設定枠志願理由書』記入上の留意点」を参照の上、記入すること。

「学校設定枠志願理由書」記入上の留意点

１　「本学校・学科を志願する理由」について

(1) 志願先高等学校・学科のアドミッション・ポリシーやスクール・ミッションを踏まえて、志願者本人が自身で考えて記入すること。

(2) 以下の項目等に留意しながら記入すること。(全ての項目について記入を求めるものではない。)

・志願に至った経緯
・中学校での活動実績
・自分をアピールできる事柄
・高等学校入学後の活動意欲
・将来の夢

２　「実績等を証明するための書類（添付書類)」について

「学校・学科ごとの募集人数と選抜方法等」により、「実績等を証明するための書類」の添付が求められている学校・学科に出願する場合にのみ記入すること。記入をしない場合は、記入欄全体に斜線を引くこと。

(1) 「学校・学科ごとの募集人数と選抜方法等」において「実績等の内容」として示されている活動等のうち、どの活動等について記入しているのかを明確にした上で、添付した書類の説明を簡潔に記入すること。添付した書類の説明の部分は「　」で囲うこと。「実績等の内容」に活動等が示されず、資格等のみが示されている場合は、活動等を記入する必要はない。

なお、「学校・学科ごとの募集人数と選抜方法等」において「実績等の内容」として示されている活動等は、校内外を問わない。

＜記入例＞

・地域や社会に関わる活動「総合的な学習の時間のレポート」
・総合的な学習の時間の活動「総合的な学習の時間のレポート」
・生徒会活動「生徒会役員任命書」
・文化的な活動「ロボットコンテスト優勝の賞状」
・ボランティア活動「当該活動の報告書」
・「実用英語技能検定３級の合格証明書」
・スポーツ活動「○○○競技新潟県大会優勝の賞状」
・△△△競技の活動「中学校総合体育大会の大会プログラム」
・□□□競技の活動「令和８年度Ｕ－15県選抜選手の県中学校体育連盟会長名の証明書」

(2) 「学校・学科ごとの募集人数と選抜方法等」において、「実績等の内容」として示されている活動等に関連のないものは記入しないこと。

(3) 中学校在学時の活動等について記入することを原則とする。

(4) 各種団体の発行する証明書等の様式は自由とする。

(5) 添付書類が、大会プログラム等冊子の抜粋になる場合は、冊子の表紙の写しも添付すること。

(6) 添付書類は、Ａ４サイズに縮小又は拡大すること。

(7) 総合的な学習の時間のレポート等を添付する場合で、添付書類が複数枚になるようなときは、最大で５枚程度に収めること。

(8) 学校設定枠志願理由書が表紙になるように一番上にし、添付書類を学校設定枠志願理由書の「２　実績等を証明するための書類（添付書類)」に記載した順に重ねてクリップ等で留めること。

３　その他

(1)「志望学科」は、付表１の「学校・学科の一覧表」の「学科」に基づいて記入すること。

(2) 志願者本人が自筆することが難しい場合は、出願までに、中学校長を通じて新潟県教育委員会(志願先が新潟市立高等学校の場合は、新潟市教育委員会)に問い合わせること。

作成提出		回 答	
中 学 校 長	⟶	高等学校長	⟶ 中 学 校 長

様 式 4

入学者選抜における特別措置実施申請書

（Ａ４判　縦長）

入学者選抜における特別措置実施申請書

令和　　年　　月　　日

＿＿＿＿＿＿ 高等学校長　様

＿＿＿＿＿＿ 中学校長　氏名 ＿＿＿＿＿＿＿＿

下記により、入学者選抜における特別措置の実施を申請いたします。

記

1　志願者氏名 ＿＿＿＿＿＿＿＿　性別（　　）

2　出願する選抜

一般選抜(本検査)　一般選抜(追検査)　欠員補充のための２次募集　通信制の課程の入学者選抜

3　特別措置を必要とする理由

4　実施を希望する特別措置の内容

5　添付書類名

備考

入学者選抜における特別措置を実施する特別措置の内容 〔 承認いたします。 / 承認いたしません。 〕

備考

令和　　年　　月　　日

高等学校長　氏名

◎作成及び取扱上の注意

1　本様式は、ウェブ出願システムの中学校サイトからダウンロードすることができる。

2　申請の際は、病気や障害の状況を客観的に証明できる書類(医師の診断書、障害者手帳の写しなど)を添付すること。

3　出願する選抜は、「一般選抜(本検査)」、「一般選抜(追検査)」、「欠員補充のための２次募集」、「通信制の課程の入学者選抜」のうちいずれかを○で囲むこと。

なお、本検査において特別措置申請を行っている場合は、改めて追検査において特別措置申請を行う必要はない。

4　実施を希望する特別措置の内容は箇条書きで記入すること。

5　一般選抜(本検査)においては令和９年２月18日(木)午前11時までに、一般選抜(追検査)においては令和９年３月１日(月)午後４時までに、欠員補充のための２次募集においては令和９年３月12日(金)正午までに、通信制の課程の入学者選抜においては令和９年４月２日(金)午後４時までに、高等学校長に申請すること。

志　願　者 →（作成提出）→ 中　学　校　長 →（提　出）→ 高 等 学 校 長
（厳封）

様 式 ５

自己申告書

（Ａ４判　縦長）

受検番号
※　　番

自　己　申　告　書

令和　　年　　月　　日

志願先高等学校長　様

出身中学校名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

志願者氏名　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

保護者氏名　（自署）＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

私は、貴校への入学を志願するにあたり、次のとおり申告します。

（欠席が多い理由、志望の動機、高校生活への抱負など）

注　１　この自己申告書は、原則として志願者本人が記入すること。ただし、特別な理由により、保護者が代筆、加筆した場合は、その旨を記すこと。
２　保護者氏名欄は、保護者が自署すること。ただし、令和９年４月１日現在で満 18 歳以上になる志願者については、記入は不要とする。
３　※欄は、高等学校で記入する。

◎作成上の注意

本様式は、ウェブ出願システムの中学校サイトからダウンロードすることができる。